

第1 実態調査の目的等

1 目的

この実態調査は、買物弱者対策の実態を明らかにするとともに、持続的かつ効果的な対策を促進する観点から、国及び地方公共団体における買物弱者対策に資する事業の実施状況や、事業者における買物弱者対策の取組状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県（20）、市町村（67）、事業者

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 7局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

行政評価事務所 11事務所（青森、岩手、神奈川、長野、富山、三重、滋賀、和歌山、山口、大分、鹿児島）

4 実施時期

平成28年4月～29年7月